



目次

| | |
|--|-----|
| 告 示 | ページ |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課） | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出（ " ） | 1 |
| ◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託（人権・男女共同参画課） | 1 |
| ○保安林の指定予定の通知（治山林道課） | 1 |
| ○告示（漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止）の一部改正（水産政策課） | 2 |
| ○県道の路線の認定（道路課） | 2 |
| ◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（防災砂防課） | 2 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課） | 3 |
| ○土地改良区の定款変更の認可（ " ） | 3 |
| 高知県教育委員会規則 | |
| ◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則 | 4 |
| 高知県公安委員会規則 | |
| ◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則 | 5 |
| 入札公告 | |
| ○一般競争入札（春遠ダム（春遠第1ダム）本体建設工事）の公告（土木政策課） | 5 |

告 示

高知県告示第501号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による

ものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和4年5月10日

| | |
|----------------------|-----------------|
| | 高知県知事 濱田 省司 |
| 医療機関の名称 | 医 療 機 関 の 所 在 地 |
| メディカル薬局 宇佐店 | 指定年月日 |
| 土佐市宇佐町宇佐455-1 | 令4・4・1 |
| 元氣堂調剤薬局 高岡郡佐川町中組69番6 | 〃 〃 〃 |
| とがの店 | 〃 〃 〃 |
| エスボックスフ | 高岡郡四万十町琴平町476-1 |
| アーマシー | サンシャインしまんとハマヤ内 |
| 訪問看護ステーション詩 | 香南市野市町下井593番地1 |
| | 〃 〃 〃 |

高知県告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

令和4年5月10日

| | |
|--------------|-----------------|
| | 高知県知事 濱田 省司 |
| 医療機関の名称 | 医 療 機 関 の 所 在 地 |
| 武田医院 | 休止年月日 |
| 高岡郡四万十町本町4-8 | 令4・4・1 |

高知県告示第503号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月10日

高知県知事 濱田 省司

| 委託した者 | | 委託の内容 | 委託期間 |
|---------------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 事務所の所在地 | 名称 | | |
| 高知市本町四丁目1番37号 | 公益財団法人高知県人権啓発センター | 高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。） | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |

高知県告示第504号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

規定により告示する。

令和4年5月10日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町脇ノ山字藤木谷395の11、395の12
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第505号

平成30年11月高知県告示第872号（漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和4年5月10日

高知県知事 濱田 省司

（1）小割り式魚類養殖業の表中

「蜂の巣浜加入区 区第3,036号の漁業権の漁場の区域
越戸加入区 区第3,037号の漁業権の漁場の区域
向かいの浜沖加入区 区第3,038号の漁業権の漁場の区域」

を

「安満地加入区 区第3,036号、区第3,037号及び区第3,038号の漁業権の漁場の区域」

に改める。

高知県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり認定する。

その関係図面は、令和4年5月10日から2週間高知県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月10日

高知県知事 濱田 省司

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 重要な経過地 |
|------|----------|---------|--------|
| | | 終点 | |
| 392 | 宿毛新港インター | 高知県宿毛市樺 | |
| | | 高知県宿毛市樺 | |

高知県告示第507号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年5月10日

高知県知事 濱田 省司

四万十町スギヤウ（2）

（1）標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 所在地 | 地番 |
|------|-----------------|----------|
| 1 | 高岡郡四万十町下呉地字野地ノ川 | 392番 |
| 2 | 〃 〃 〃 | 392番地先水 |
| 3 | 〃 〃 字岡ノ奥山 | 531番2 |
| 4 | 〃 〃 〃 | 531番1 |
| 5 | 〃 〃 字野地ノ川 | 391番4地先道 |

（2）区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第508号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年5月10日

高知県知事 濱田 省司

四万十町畑四郎

(1) 標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 所在地 | 地番 |
|------|-----------------|-------|
| 1 | 高岡郡四万十町口神ノ川字畑四郎 | 1399番 |
| 2 | 〃 〃 〃 | 1396番 |
| 3 | 〃 〃 〃 | 1402番 |
| 4 | 〃 〃 〃 | 1396番 |

(2) 区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線及び標柱4と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西島土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年5月10日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住所

(退任)

理事 鶴田亀代志 安芸郡安田町西島406番地3
 〃 門脇 正純 〃 〃 安田1914番地
 〃 南 範雄 〃 〃 西島202番地
 〃 井上 章夫 〃 〃 〃 177番地
 〃 手島 力 〃 〃 東島627番地1
 〃 武内孝二郎 〃 〃 西島661番地1
 〃 西山 明広 〃 〃 〃 368番地
 監事 齊藤 久高 〃 〃 東島442番地4
 〃 西山 隆満 〃 〃 西島418番地1

(就任)

理事 鶴田亀代志 安芸郡安田町西島406番地3
 〃 門脇 正純 〃 〃 安田1914番地

〃 南 範雄 〃 〃 西島202番地
 〃 井上 章夫 〃 〃 〃 177番地
 〃 手島 力 〃 〃 東島627番地1
 〃 武内孝二郎 〃 〃 西島661番地1
 〃 西山 明広 〃 〃 〃 368番地
 監事 齊藤 久高 〃 〃 東島442番地4
 〃 南 宏司 〃 〃 西島148番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西島土地改良区の定款の変更を令和4年4月8日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年5月10日

高知県知事 濱田 省司

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和4年5月10日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第8号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までの規定中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

別表第1中

「

| | | | |
|------|---------|------------------|-------|
| 1 級地 | 2 所在市町村 | 3 小学校、中学校及び共同調理場 | 4 指定日 |
|------|---------|------------------|-------|

」

を

「

| | | | |
|------|---------|-------------------------|-------|
| 1 級地 | 2 所在市町村 | 3 小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場 | 4 指定日 |
|------|---------|-------------------------|-------|

」

に改め、同表の1級の項中

「

| | | | |
|-----|-----|-------------------------|--------------------|
| 安芸郡 | 東洋町 | 甲浦小学校 甲浦中学校 野根中学校 | 平成2年1月1日 " " |
| | 馬路村 | 馬路小学校 馬路中学校 | 昭和34年4月1日 " |

」

を

「

| | | | |
|-----|-----|-------------------------|--------------------|
| 安芸郡 | 東洋町 | 甲浦小学校 甲浦中学校 野根中学校 | 平成2年1月1日 " " |
| | 馬路村 | 馬路小学校 馬路中学校 | 昭和34年4月1日 " |
| 土佐郡 | 大川村 | 大川小中学校 | 令和4年4月1日 |

」

に改める。

別表第2及び別表第3中

「

| | | |
|-------|----------------|-----|
| 所在市町村 | 小学校、中学校及び共同調理場 | 指定日 |
|-------|----------------|-----|

」

を

「

| | | |
|-------|-----------------------|-----|
| 所在市町村 | 小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場 | 指定日 |
|-------|-----------------------|-----|

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和4年5月10日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第8号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「生活相談」を「ピアサポート制度」に改める。

第20条第1項第13号中「第16条第3項の表15の項」を「第16条第3項の表16の項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年5月10日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

春遠ダム（春遠第1ダム）本体建設工事 一式

(2) 特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 特定役務に係る工事の完成期限

令和9年3月7日

(4) 特定役務に係る工事の施行場所

幡多郡大月町春遠

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前はこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の

4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) この入札公告の日から開札の日までの間に、令和4年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（令和4年3月高知県告示第170号。以下「告示」という。）1の(1)のイに該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示1の(1)のロに該当しない者であること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部土木政策課

電話番号088-823-9813

ファクシミリ番号088-823-9263

(2) 入札説明書の交付方法

令和4年5月10日（火）午前9時から同年7月11日（月）午後5時までの間に、高知県入札情報システム（<https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/>）又は高知県ホームページ（一般競争入札（公共事業））

（http://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsu_joho/ippankyosonyusatsu/）でダウンロードにより

交付する。

なお、希望する者には、設計図書等を収録したCD-ROMを貸与するので、入札説明書に示した手続により申し込むこと。

(3) 入札及び開札の日時、方法等

ア 入札

(ア) 高知県電子入札システムによる入札

令和4年7月1日（金）から同月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間の高知県電子入札システムの稼働時間（午前9時から午後8時まで）中に同システムより行うこと。

(イ) 紙入札による入札

持参又は郵便等によるものとし、令和4年7月11日午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 開札

令和4年7月14日（木）午前9時から(1)の入札説明書の交付場所において高知県電子入札システムにより行う。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条及び第39条から第41条までの規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年6月6日（月）午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、紙入札による参加を希望する場合は、紙入札による参加届出書を令和4年6月6日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

この入札は、予定価格（事後公表とする。）の制限の範囲内で、有効な入札を行った入札者を対象者として、低入札価格調査制度を適用するとともに、入札前に施工計画等に関する

